

を——て書くもよや、本社を建立志すも事
をある山内堂と云ふより又元和九年吹浦
村の水牯に加藤玄十郎は某氏を某氏と云ふ
——てある山内社と記すも右の指別を
志すより——と見へる元禄十一年領主方
より大物忌神社祭式抄巻により書上
る由付あるはある山の号なり——宝永年
中より始てある山内大権現ある山社人と
書候なり但し上より山内某ありて山号を
書哉々々や、神主某より提出すも由付の

ある山内社号の上社某假名のよは山号なり——
小寺氏唐月記あるより、山社（神名の詞は
あれは其職はありざれば古実を志すに神
主寺をある社の名目なり事明らる——と書
候るハ大なる誤なり役人ホこれを以て是
と心得る某氏記ある——て社職を五掃め
候る事にぬぬ某氏ある社某是非を辨（志
らるる某の手に属し神祇長上と陸下知
ありても神主寺支配の社某とて是を拒こ
神主某の古記古院文ハ誰より人なく誤